

人びとの刑罰意識について考える

——「民意」は刑事立法の根拠となりうるか・再考——

松 原 英 世
岡 邊 健
松 澤 伸

I はじめに

まだまだ刑事立法の時代である。直近でも、たとえば侮辱罪が改定され（2022年6月）、法定刑が引き上げられた。また現在も、法制審議会において、強制性交等罪などにおける暴行・脅迫要件の撤廃を視野にいられた性犯罪規定の改定論議が続いている。こうして、ひきつづき多数の立法がなされているが、その根拠として「民意」がたびたび言及される⁽¹⁾。もちろん、そのこと自体に問題はない。民主主義国家である以上、むしろ望ましいとさえいえるだろう。問題は、そこで言及される「民意」がしかるべきものかということである。あるいは、「民意」はどのようにつかまえているか／そのつかまえかたは妥当か、と問うこともできるだろう。これがわれわれの問題意識である。

いうまでもなく、前提が間違っていれば、正しい判断はできないだろう。そこで、上に示した問題意識のもとで、われわれは、しかるべき民意をつかまえているか、すなわち、刑事立法の根拠となりうる「民

(1) たとえば、インタビュー（2020：40）参照。

意」をつかまえることができているかを確認するべく、人びとの刑罰意識（刑罰政策における公衆の意識構造）を探ってみた。それが、松原・松澤（2019）である。

そこでは、いくつかの異なる仕方で、人びとに犯罪についての対応をたずねた。すなわち、①世論調査において用いられるような一般的な質問で犯罪についての意見をたずねたり、②事例を示すなどして、より具体的なかたちで犯罪への対応をたずねたりというようにである。後者についてはさらに、④具体的な事例を文章として示したものを読んでもらったあとで、⑤それと同じ事例をもとに作成した模擬裁判の映像を見てもらったあとで、⑥刑罰についての情報を提供しながら当該犯罪や刑罰について議論してもらったあとで、というように、異なる3時点で、それぞれその被告人にふさわしいと思う量刑をたずねた。

こうした調査設計は、①が一般的、直感的・反射的な反応を、②が具体的、間接的・理性的な反応をえることを、さらには、回答にさいして、①から②、また、④、⑤、⑥と進むにしたがって、犯罪や刑罰についての情報が増えることを、そして、犯罪者との距離が縮まることを意図している。⁽²⁾

松原・松澤（2019）で明らかにされたことは、①では、人びとは犯罪に対して概して厳しい態度をとるが、②になると、必ずしもそうではないこと、また、④、⑤、⑥と進むにしたがって、人びとが望む刑罰量はほぼ一貫して減少することであった。すなわち、「対象となる犯罪につ

(2) 本研究の枠組みについて、詳しくは、松澤・松原（2015）参照。なお、その前提には、近年、民主主義社会における新たな政策形成過程として注目される熟議民主主義（Deliberative Democracy）がある。その基本的発想は、社会的事象に対する感情や態度はそれに関する知識の量や距離によって変化するというものである。こうした枠組みで、死刑に対する人びとの態度を検討した研究として佐藤他（2011）、また、外国人労働者の受け入れについて検討した大規模な研究として田中編（2018）がある。

いての情報が増えることで／犯罪者との距離が縮まることで、犯罪・犯罪者に対して用いたいとする刑罰量は減少した」のである。

①の結果からは、人びとは「厳罰化を望んでいる」、「現行の量刑は軽すぎると感じている」との結論を引きだすこともできるだろう。⁽³⁾ 実際、こうした結論は、世論調査の結果としてしばしば語られるものである。しかしながら、②、あるいは、④⑤⑥の結果からは、それとは異なる民意がみえてくる。

これについては、どのような制度があるか、どのような処遇等が行われるか、出所者の再犯率を過大評価しているかなど、前提となる矯正・保護等の知識の程度により刑事政策に対する人びとの意見は変化する、との指摘がある (Roberts 2005: 24-28)。それゆえ、カナダ矯正局の行政評価レポートでは、保護観察による犯罪者の更生事例など成功した社会内処遇の結果はあまり一般に共有されておらず、こうした情報について広く社会の認知度を高め、犯罪をした者に対する国民の誤解を解いていくとともに、その社会復帰の重要性等について、カナダ矯正局と地域パートナーとが共同で公教育活動に取り組むべきである、との提案がなされているところである (谷 2017: 39-40)。

また、②、あるいは、④⑤⑥の結果から異なる民意がみえてくるといふことは、マスメディアによって実施されることの多い単純な質問を用

(3) ①で用いた質問とその結果は次のようなものである。

「犯罪者は長期間刑務所に入れておくべきだという意見に賛成ですか。」(賛成: 75.5%)

「暴力犯罪は今よりもずっと重く処罰されるべきだという意見に賛成ですか。」(賛成: 87.2%)

「刑罰一般についてお尋ねします。日本で科されている刑罰はちょうどよいでしょうか、重すぎるでしょうか、あるいは、軽すぎるでしょうか。」(軽すぎる: 76.4%)

なお、上の数値は、いずれも「賛成」と「どちらかといえば賛成」をあわせた数値である。

いた世論調査では、刑罰に対する人びとの本当の意見を知ることはできないということであろう (Roberts 2003 : 21-34)。犯罪についての一般的な意見だけを集めても、人びとが具体的な事件についてどのような対応を望むのかについては、ほとんど明らかにならないからである。

正しい情報をもたない者に政策の是非を問うてもしかたがないし、そのような者の意見を立法の根拠にすることには問題があるだろう⁽⁴⁾。正しい知識を得ることで、また、情報が増えることで意見が変わるのであれば、なおさらである。

以上から、松原・松澤 (2019) は、いわゆる (一般的で単純な質問を用いた) 「世論調査」によって導かれる「民意」は刑事立法の根拠となりえないとの結論を述べた。加えて、しかるべき「民意」をつかまえるためには、それなりの工夫が必要であるということも示したつもりである。

しかしながら、そこに至るうえでの問題点も指摘できる。たとえば、①と②の関係についての分析は、緩やかな推測にとどまっている。また、④、⑤、⑥については、それぞれの事例につき1回かぎりの結果にすぎない。それゆえ、われわれの主張をより強固なものとするためには、さらなる調査が必要になる。

そこで、われわれはこれに続く研究を計画し、前者については新たな調査手法を用いて、後者については事例数を増やして、以上の結果を検

(4) 棚瀬孝雄が行った全国調査にも触れておこう (棚瀬 2005 : 12-18)。「少年犯罪の量刑」、「黙秘権」、「性犯罪者の出所情報」についてたずねたところ、そのすべてについて現行の政策を否定する結果となったのであるが、「黙秘権」について学歴でクロス集計すると、学歴が高くなるにつれて黙秘権を必要な権利と認める者が多くなっていた。このことから、その賛否については、黙秘権に関する知識の有無が関係していることが推測される。だとすれば、民意に形式的に従うのではなく (そうして政策を変更するのではなく)、まずは、正しい知識の共有を図るべきだろう。

証している。本稿では、その結果を示すとともに、関連して新たに得られた知見を紹介し、今後の課題についても言及する。

Ⅱ 方法

1. 調査の種類、内容

われわれの調査は、インターネットを用いた調査票調査（以下ではウェブ調査と表記）と対面によるフォーカス・グループ・インタビュー⁽⁵⁾調査（以下ではフォーカス・グループ調査と表記）によって行われた。

1) ウェブ調査

株式会社日本能率協会総合研究所に委託し、同社の保有するモニターに対するインターネットを用いた調査を実施した。対象者は全国に居住する20～69歳の3,120名（男性1,560名、女性1,560名）である。年齢は10歳さきみで、2015年の国勢調査の年齢別人口とほぼ一致するように割りつけた。就業・未就業の別は問わないものとした。

ウェブ調査の内容は大きく2つに分かれる。1つは、前述の①に対応するもので、一般的な質問で犯罪への対応に関する意見をたずねた。

質問は以下のとおりである。

Q 1：犯罪者は長期間刑務所に入れておくべきだという意見に、あなたは賛成ですか。

Q 2：犯罪者は今よりも重く処罰されるべきだという意見に、あなたは賛成ですか。

(5) 詳細については、松澤他(2022)参照。なお、ウェブ調査とフォーカス・グループ調査はいずれも、調査対象者となることを事前に許諾した者が対象となっている。われわれはこれとは別に、無作為に発生させた電話番号に架電して調査への協力を求める手法(RDD法と呼ばれる)を応用した調査も行っている(調査実施期間:2021年7月10日～11日)。結果も含めて、その詳細については、別稿で報告する予定である。

Q 3 : 覚せい剤を使用した者は治療施設よりも刑務所に入れるべきだ
という意見に、あなたは賛成ですか。

Q 4 : あなたは、死刑制度に賛成ですか。

回答はいずれも 5 件法（「賛成である」、「どちらかといえば賛成である」、「どちらともいえない」、「どちらかといえば反対である」、「反対である」）⁽⁶⁾ で求めた。

加えて、分析のために、権威主義的傾向を測るための質問、裁判所への信頼の程度をたずねる質問、政治への関心度をたずねる質問を設けた。権威主義的傾向については、「権威のある人々にはつねに敬意を払わなければならない」、「以前からなされていたやり方を守ることが、最上の結果を生む」、「伝統や習慣にしたがったやり方に疑問を持つ人は、結局は問題をひきおこすことになる」、「この複雑な世の中で何をなすべきかを知る一番よい方法は、指導者や専門家に頼ることである」の 4 問について、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」、「どちらともいえない」、「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」の 5 件法でたずね、それぞれ 5、4、3、2、1 点を与えたものを合算して尺度化した。⁽⁷⁾ 裁判所への信頼の程度については、「信頼している」、「どちらかといえば信頼している」、「どちらともいえない」、「どちらかといえば信頼していない」、「信頼していない」にそれぞれ 5、4、3、2、1 点を与えて得点化した。政治への関心度については、「非常に関心がある」、「ある程度関心がある」、「あまり関心がない」、「まったく関心がない」にそれ

(6) 後の分析では、これら 5 つの選択肢それぞれに、5、4、3、2、1 点を与えて、4 項目を合算したものを厳罰意識得点とし、厳罰化傾向の程度を示すものとみなしている。

(7) 国内の代表的な社会調査で 10 年おきに実施されている「社会階層と社会移動に関する全国調査 (SSM 調査)」においては、1985 年から権威主義が測定されている。本調査では、1995 年と 2005 年の SSM 調査で用いられた 4 項目から構成される権威主義尺度を用いた。

ぞれ5、4、3、2、1点を与えて得点化した。

なお、回答者は半数ずつ2群に分けて、一方には上の質問から回答してもらい、他方には次に述べる犯罪事例についての質問に回答してもらったあとで上の質問に回答してもらった（すなわち、「犯罪事例についての質問があと」と「犯罪事例についての質問がさき」の2群である）。

もう1つは、前述の②に対応するもので、文章化した具体的な犯罪事例を読んでもらい、そこに登場する被告人にふさわしい刑罰をたずねた。⁽⁸⁾事例は4種類あり、横領の事例、強姦致傷の事例、⁽⁹⁾薬物使用の事例、強盗の事例である。

それぞれの事例につき、以下のように、3つの異なる視点から被告人にふさわしい刑罰をたずねた。

- 1) 裁判所ではどのような刑罰になると思いますか。
- 2) あなた自身はどのような刑罰がふさわしいと思いますか。
- 3) 世間の人々はどのような刑罰がふさわしいと考えていると思いますか。

回答の選択肢は次のとおりであり（「罰金」、「執行猶予」、「保護観察付き執行猶予」、「1年未満の懲役」、「1年～2年未満の懲役」、「2年～3年未満の懲役」、「3年～4年未満の懲役」、「4年～5年未満の懲役」、「5年～6年未満の懲役」、「6年～7年未満の懲役」、「7年～8年未満の懲役」、「8年～9年未満の懲役」、「9年～10年未満の懲役」、「10年以上の懲役」、このなかから1つを選択してもらった。

なお、実際に各回答者に提示されたのは4つの事例のうちいずれか2つである。⁽¹⁰⁾

(8) 事例は、松原・松澤（2019）で用いたものと同じである。

(9) 調査の企画と事例の作成（模擬裁判の映像の作成を含む）が強制性交等罪への改正前であったため、本研究では、強姦致傷という罪名を用いている。

(10) 具体的には、回答者を12等分割し（男女比も同じにした）、「事例1→事例

2) フォーカス・グループ調査

株式会社日本能率協会総合研究所に委託し、首都圏に居住する20～69歳の男女を対象に、1回あたり2時間程度の時間をかけて、モデレーター（後述）が司会・進行を行うフォーカス・グループ・インタビュー形式による調査を行った。⁽¹¹⁾ 1グループは8名で構成され、調査は全12グループで実施された。このうち2グループにおいて、当日のやむをえない事情による不参加者が生じたため、最終的な協力者の総数は94名であった。

ここでは、グループごとに、1つの事例について、異なる3時点で、回答者がそこに登場する被告人にふさわしいと思う刑罰（量刑）をたずねた。すなわち、最初に、①文章化した具体的な犯罪事例を読んでもらったあとで、次に、②それと同じ事例をもとに作成した模擬裁判の映像を見てもらったあとで、最後に、③刑罰についての情報を提供しながら、グループ参加者間で当該犯罪や刑罰について議論してもらったあとで、量刑をたずねた。⁽¹⁴⁾

刑罰についての議論は、懲役、執行猶予、保護観察付き執行猶予、罰

2]、「事例2→事例1」、「事例1→事例3」、「事例3→事例1」、「事例1→事例4」、「事例4→事例1」、「事例2→事例3」、「事例3→事例2」、「事例2→事例4」、「事例4→事例2」、「事例3→事例4」、「事例4→事例3」の12種類の事例の提示パターンをそれぞれに割りふった。

(11) 調査協力者の抽出にあたっては、グループごとのQ1の回答の分布が「犯罪事例についての質問があと」の群のQ1の回答の分布と同じになるようにした。そのため、調査協力者の抽出のさいには対象者にQ1の質問をたずねている。また、フォーカス・グループ調査では、法曹関係者、刑事司法関係者、法学系研究者は対象からはずすようにした。

(12) 事例は、ウェブ調査で使用したのと同じものである。①についてのみ、4つの事例すべてについて回答を求めた。

(13) 模擬裁判の映像は、松原・松澤（2019）で用いたのと同じである。

(14) ②③については、4つの事例のうちいずれか1つについて回答してもらった。

金の順で、それぞれの内容について専門家が簡潔に説明する映像を見てもらい、これに続いて、㉗犯罪をした人にこれらを課すことの一般的なメリット、㉘犯罪をした人にこれらを課すことの一般的なデメリット、㉙この被告人にこれらを課すことのメリット、㉚この被告人にこれらを課すことのデメリットについて考えてもらうという順で行った。そのさいには、適宜、刑罰に関する必要な情報をモデレーターから補足してもらった⁽¹⁵⁾。なお、議論といっても、参加者同士で互いに議論するのではなく、それぞれに考えていることを発言してもらい、それを互いに聞きあうというものである。そうすることで、刑罰を多角的に検討してもらい、その理解を深めてもらうことがここでの目的である。

2. 調査実施期間

ウェブ調査は、2021年7月10日から7月12日にかけて実施された。

フォーカス・グループ調査は、2021年11月13日から12月6日にかけて実施された。

Ⅲ 結果と考察

1. ウェブ調査

1) 結果の概要

まずは、犯罪に関する一般的な質問の結果からみていこう。結果は以下のとおりである。

(15) モデレーターは委託調査会社のリサーチャーが担当した。モデレーターを用いたのは、現場にわれわれ調査者がいることの影響（たとえば、調査協力者がわれわれの意図を汲んで期待される回答（その逆もある）をしようとする）を避けるためである。なお、12グループのうち11グループは同一のモデレーターが担当した。1グループのみ別のモデレーターが担当したが、11グループを担当したモデレーターとできるだけ齟齬のないように進行するよう依頼した。モデレーターには手順を示した進行表を渡し、それにしたがって調査を進めてもらった。

Q 1 : 犯罪者は長期間刑務所に入れておくべきだという意見に、あなたは賛成ですか。

賛成 (67.7%) 反対 (5.6%)

Q 2 : 犯罪者は今よりも重く処罰されるべきだという意見に、あなたは賛成ですか。

賛成 (65.8%) 反対 (4.2%)

Q 3 : 覚せい剤を使用した者は治療施設よりも刑務所に入れるべきだという意見に、あなたは賛成ですか。

賛成 (39.7%) 反対 (23.5%)

Q 4 : あなたは、死刑制度に賛成ですか。

賛成 (65.4%) 反対 (7.8%)

賛成は、「賛成である」と「どちらかといえば賛成である」の回答を、反対は、「どちらかといえば反対である」、「反対である」の回答をあわせたものである。回答全体の分布は、図1のとおりである。

犯罪に関する一般的な質問の結果からは、人びとはおおむね厳罰を支持しているといえそうである。

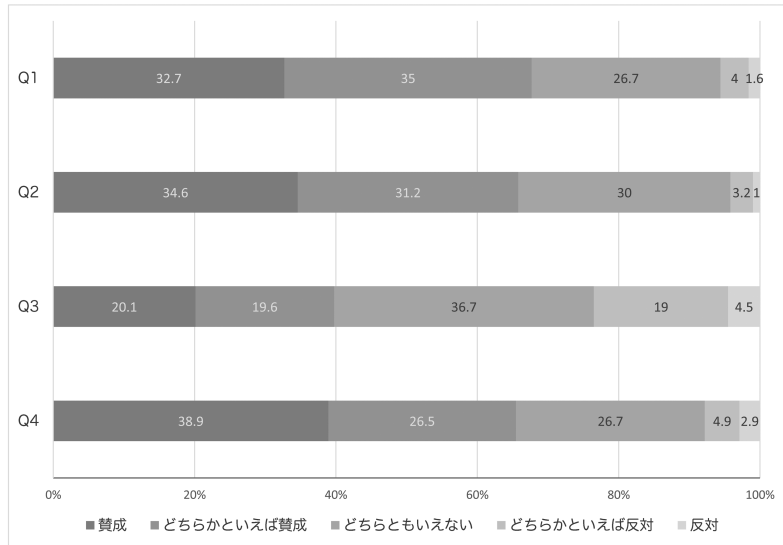
次に、文章化した具体的な犯罪事例を読んでもらい、そこに登場する⁽¹⁷⁾

(16) ここでの数値は、「犯罪事例についての質問があと」の回答者群の集計結果である (いずれも $n = 1,560$)。

(17) これらの事例は、日本の裁判実務では実刑となることが予想されるものである。ただし、実刑かそうでないかというところに重点をおいて人びとがのぞむ刑罰量や刑罰意識を測ろうとする本研究のリサーチデザインから、これらの事例は、明らかに実刑となるものではなく、場合によっては執行猶予となりうるものにした。これを確認するために、10人の裁判官と元裁判官にこれらの事例について量刑をたずねたところ、実刑と回答した者の割合は、横領 (62.5%)、強姦致傷 (43.8%)、薬物使用 (0%)、強盗 (100%) となった。こうしたばらつきについては、日本の量刑実務では、たとえば北欧諸国と比較して、相対的に細かく犯状や一般情状をみていくため、A4一枚程度の事例の記述では先に想定したよう

人びとの刑罰意識について考える

図1：犯罪に関する一般的な質問の回答結果（単位：％）



被告人にふさわしい刑罰をたずねた結果をみてみよう。各事例について、⁽¹⁸⁾実刑を選択した者の割合は表1のとおりである。人びとは自身の判断を、

表1：文章化した事例における実刑を選択した者の割合

	1)裁判所ではどのような刑罰になると思いますか。	2)あなた自身はどのような刑罰がふさわしいと思いますか。	3)世間の人々はどういう刑罰がふさわしいと考えていると思いますか。
横 領	55.4%	62.8%	65.3%
強姦致傷	53.1%	66.6%	71.0%
薬物使用	40.9%	51.2%	56.2%
強 盗	65.5%	76.9%	78.6%

な事例を描ききることが難しかったということがある（量刑判断に関する基本的な考え方については、司法研修所編（2012）、松澤他（2018）4章を参照）。なお、いずれの事例においても、被告人は犯行を認めており、前科はなく、30歳の男性である。

自身が想定した裁判所の判断よりも厳格であるが、他の人びとのそれよりは緩やかだと考えているようである。⁽¹⁹⁾

回答全体の分布は、図2のとおりである。⁽²⁰⁾

2) 性別、年齢、居住地域、学歴の影響

本研究の出発点となったデンマークでの先行研究では、犯罪に関する⁽²¹⁾一般的な質問については、回答者の性別、年齢、居住地域、学歴、政治的⁽²²⁾態度によって、その回答に一定の傾向がみられた。すなわち、上のような属性から、かなりの程度、人びとの刑罰への態度が推測できるということである。しかしながら、犯罪に関する具体的な質問についてはこのことはあてはまらず、その傾向を読み取ることができるのは、非常に⁽²³⁾極端なものにかぎられ、それ以外については事件によって異なる（すなわち、ある属性がどちらの方向に向かうかは事件次第）ということであった（松澤・松原 2015：91-92）。

では、われわれの調査ではどうだろうか。まず、犯罪に関する一般的

(18) ここでの数値は、「犯罪事例についての質問があ」と「犯罪事例についての質問がさき」の両方の回答群の集計結果である（ $n = 1,560$ ）。

(19) なお、この順序（裁判所くあなた自身く世間の人々）で量刑が重くなる傾向は、デンマークでの先行研究でも同じであった（松澤・松原 2015：90）。

(20) ここでの数値は、「犯罪事例についての質問があ」と「犯罪事例についての質問がさき」の両方の回答群の集計結果である（ $n = 1,560$ ）。

(21) その詳細については、松澤・松原（2015）参照。そこで紹介した研究はデンマーク語によるものであるが、その結果の一部が英語で読める文献として、Balvig, et al. (2015) がある。

(22) その内容は、注（3）で示したものである（ただし、3つ目の質問の「日本」は「デンマーク」となっている）。

(23) デンマークでの先行研究では、男性よりも女性が、高齢層よりも若年層が、都市に暮らす者よりも地方に暮らす者のほうが、高学歴層よりも低学歴層のほうが、政治的に革新的な者よりも政治的に保守的な者のほうが厳罰を支持していた（松澤・松原 2015：89）。

な質問について、性別、年齢、居住地域、学歴の影響をみてみよう。

「犯罪事例についての質問があと」の回答群（ $n = 1560$ ）について、賛成は、「賛成である」と「どちらかといえば賛成である」の回答を、反対は、「どちらかといえば反対である」、「反対である」の回答をあわせたとえてクロス表を作成したときに、集計カテゴリー（たとえば年齢）によって賛成の選択率に統計的に有意な差があったもののみを以下に示す⁽²⁴⁾。

Q 2（犯罪者は今よりも重く処罰されるべきだ）については、全体では賛成が65.8%であったが、60代（59.9%）で賛成が少なかった。

Q 3（覚せい剤を使用した者は治療施設よりも刑務所に入れるべきだ）については、全体では賛成が39.7%であったが、男性（46.2%）は女性（33.3%）より賛成が多く、60代（33.7%）で賛成が少なかった。

Q 4（あなたは、死刑制度に賛成ですか）については、全体では賛成が65.4%であったが、男性（69.0%）は女性（61.9%）より賛成が多かった。

なお、Q 1（犯罪者は長期間刑務所に入れておくべきだ）については、性別、年齢、居住地域、学歴のいずれとの関連もみられなかった。

次に、犯罪に関する具体的な質問について、性別、年齢、居住地域、学歴の影響をみていこう。

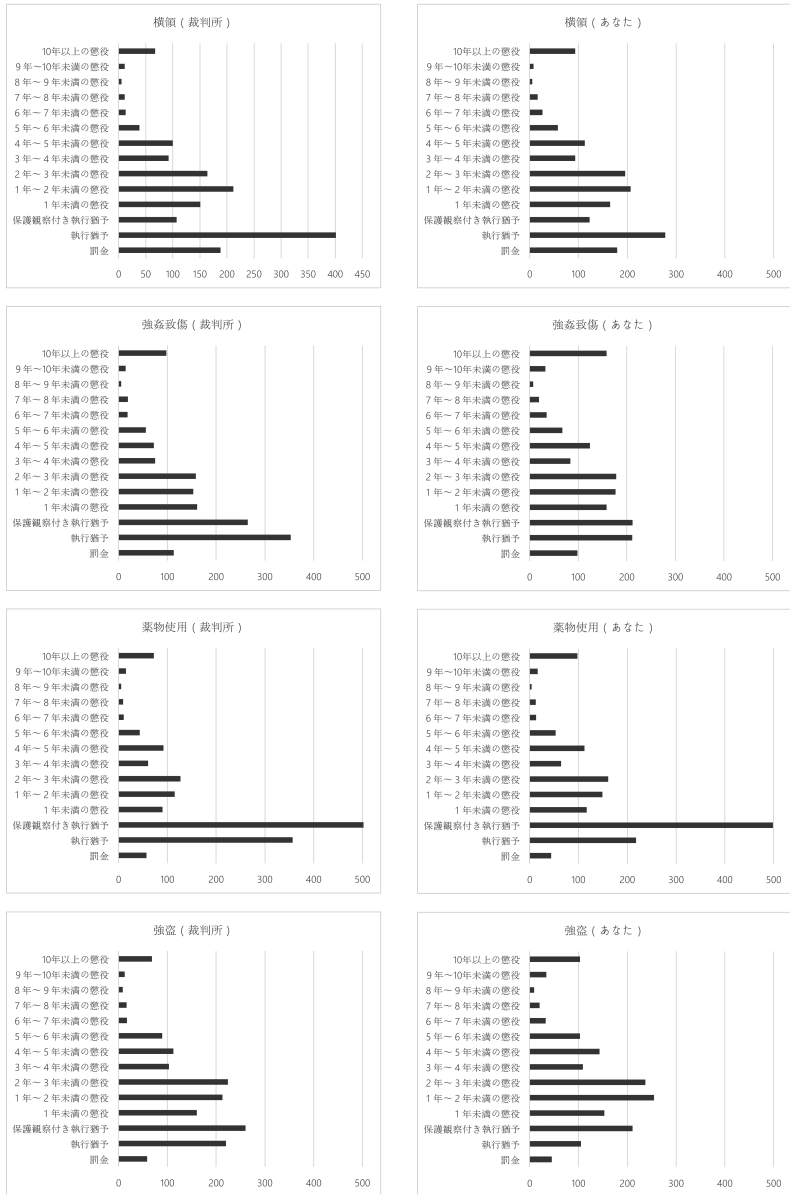
文章化した犯罪事例についての量刑（望む懲役年数）を従属変数として重回帰分析を行ったところ、いずれの事例についても、20代に比べて、

(24) いずれも有意水準は5%である。

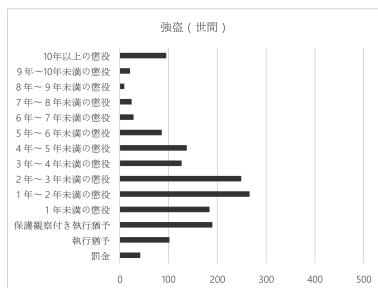
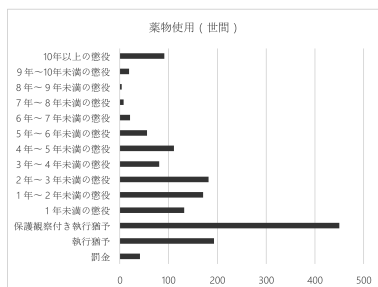
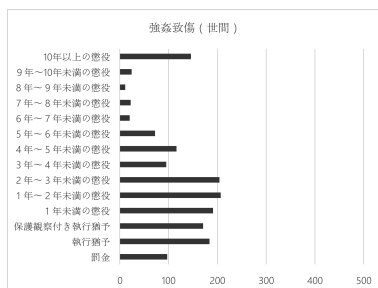
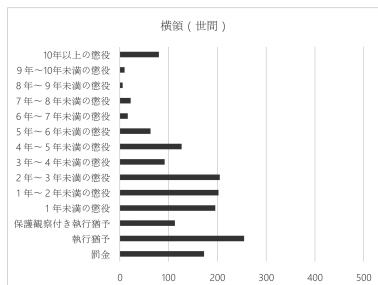
(25) ここで量刑として用いたのは、後述する方法により、「あなた自身はどのような刑罰がふさわしいと思いますか」の回答を懲役年数に変換した値である。その方法は次のとおりである。すなわち、罰金、執行猶予、保護観察付き執行猶予はいずれも「0年」、1年未満の懲役は「0.5年」、1年～2年未満の懲役は「1.5年」の要領で変換し、10年以上の懲役は「10.5年」と変換した。10年以上の懲役という選択肢を選んだ回答者のなかには「10.5年」よりもずっと長い年数の懲役

論 説

図2：文章化した事例における回答の分布



人びとの刑罰意識について考える



50代、60代で量刑が小さくなった。⁽²⁶⁾

各事例に独自のものとしては、次のような関係がみられた。⁽²⁷⁾

強姦致傷については、4年制大学卒に比べて、高卒で量刑が小さくなる。

薬物使用については、20代に比べて、40代でも量刑が小さくなる。

強盗については、4年制大学卒に比べて、中卒で量刑が大きくなる。

犯罪に関する一般的な質問については、Q 1 をのぞいて、性別、年齢で一定の傾向がみられたが、犯罪に関する具体的な質問については、年齢で一定の傾向がみられたものの、性別の影響はみられなくなった。また、強姦致傷と強盗では学歴の影響がみられたが、その方向は反対であった。以上の結果から、デンマークでの先行研究と同様に、われわれの調査でも、犯罪についての具体的な情報が増えることで、量刑判断における性別等の個人的な属性の影響が弱まることがうかがえる。

3) 権威主義的傾向の影響

先に説明した方法で権威主義尺度の得点（高いほど権威主義的傾向が高い）を求めたうえで、他の変数との相関分析を行った。結果は表2のとおりである。

一般に指摘されるとおり、われわれの調査においても、権威主義的傾

を想定して回答した者が含まれている可能性が高いため、ここで算出されている年数の平均値は、低めに出ていると考えられる。投入した独立変数は、男性ダミー、年齢（20代を基準に30代・40代・50代・60代の4つのダミー）、居住地域（「東京23区・県庁所在地」を基準に「県庁所在地以外の政令指定都市」「その他の市」「町村」の3つのダミー）、最終学歴（中退や在学中を含む、「4年制大学・大学院」を基準に「短大・高専・専門学校」「高校」「小・中学校」の3つのダミー）、厳罰意識得点、裁判所への信頼得点、権威主義尺度の得点、政治への関心度得点である。

(26) これらの変数が5%水準で有意であった。

(27) いずれも有意水準は5%である。

人びとの刑罰意識について考える

表2：変数間の相関係数

	権威主義的傾向	政治への関心	厳罰化傾向	裁判所への信頼	横領	強姦致傷	薬物使用	強盗
権威主義的傾向	r p n							
政治への関心	r p n	-.084 .000 3120						
厳罰化傾向	r p n	.147 .000 3120	-.100 .000 3120					
裁判所への信頼	r p n	.317 .000 3120	-.129 .000 3120	.115 .000 3120				
横 領	r p n	-.028 .270 1560	.110 .000 1560	.176 .000 1560	-.119 .000 1560			
強姦致傷	r p n	.004 .871 1560	.031 .223 1560	.195 .000 1560	-.106 .000 1560	.500 .000 520		
薬物使用	r p n	.019 .459 1560	.089 .000 1560	.223 .000 1560	-.108 .000 1560	.626 .000 520	.508 .000 520	
強 盗	r p n	-.074 .003 1560	.043 .087 1560	.245 .000 1560	-.077 .002 1560	.548 .000 520	.578 .000 520	.521 .000 520

向が高い人ほど厳罰化傾向が高かった (.147)。また、権威主義的傾向が高い人ほど裁判所を信頼していた (.317)。しかしながら、文章化した犯罪事例についての量刑との関係では、厳罰化傾向が高い人ほど、また、裁判所を信頼していない人ほど量刑を重くする傾向がみられたが、権威主義的傾向と量刑との間に相関はなかった⁽²⁹⁾。なお、前述の文章化した犯罪事例についての量刑（望む懲役年数）を従属変数とした重回帰分

(28) ここにいう量刑で用いた数値は、前述の重回帰分析のものと同一である。

(29) 強盗のみ相関があったが、符号はマイナスであった。

析においても、権威主義的傾向の影響はみられなかった。⁽³⁰⁾

一般的なかたちで犯罪についてたずねた場合には権威主義的傾向の影響があるものの、具体的なかたちで犯罪への対応をたずねると、その影響が弱まるということである。だとすれば、犯罪に関する具体的な情報によって、個人のパーソナリティー上の特性による判断の偏りが是正されうることが推測される。このことは、前述の「2）性別、年齢、居住地、学歴の影響」の結果とも整合的である。

4) 人びとの量刑判断と量刑実務に対する認識

表1の1)と3)の比較から、裁判所で行われていること(どれくらいの刑罰が科されているか)と、人びとが考えていること(どれくらいの刑罰を望んでいるか)との間には、大きな齟齬があると人びとが認識していることがわかる。これに関して興味深いのは、実刑を選択した者の割合の事例間の大小関係について、表1の1)の結果と、前述の裁判官と元裁判官にこれらの事例について量刑をたずねた結果とが一致していることと、表1の1)と2)、3)の結果が異なることである。このことから、その理由はともかくとして、一般の人びとが考える犯罪の重

(30) 強盗についてのみ有意な影響がみられたが、符号はマイナスであった。また、いずれの事例についても、厳罰化傾向が高いほど量刑が大きくなる、裁判所を信頼していないほど量刑が大きくなる、という関係がみられた。

(31) 前述のとおり、裁判官と元裁判官にこれらの事例について量刑をたずねたところ、薬物使用、強姦致傷、横領、強盗の順で実刑を選択した者の割合が大きくなった。

(32) 人びとが望む刑罰量は、表1の2)、3)いずれも、薬物使用、横領、強姦致傷、強盗の順で重くなっている。

(33) 考えられる理由として、人びとの犯罪の重みづけには、暴力事犯か非暴力事犯かの区別が影響しているのではないかということが指摘できるだろう。また、強姦致傷の事例で、被害者はケガを負ったものの「性交には至らなかった」という結果について、裁判所はわたしたちとは異なる判断をするのではないか(この

みづけ（量刑の判断枠組み）と専門家のそれとが異なること、さらには、それらは異なると人びとが認識していることが推測される。

また、人びとは、裁判所は人びとが望んでいる（妥当だとする）刑罰よりも軽い判断をしていると思っているようであるが、前述のとおり、これらの事例は日本の実務では多くの場合実刑となるものである。表1の1）からは、いずれの事例も約半数の回答者が裁判所は実刑にしないと考えているのであるから、実際の裁判実務よりも裁判所の量刑は低いと人びとが考えていることが推測される。さらにいえば、表1の2）と3）からは、自らが、そして、人びとが望んでいると思っている刑罰よりも、裁判所の実際の量刑のほうが重い可能性があるのであるから、人びとが「厳罰化を望んでいる」、「現行の刑罰は軽すぎている」として、そうした「民意」をそのまま政策にもちこむことには問題があるだろう。

2. フォーカス・グループ調査

1) 結果の概要

フォーカス・グループ調査の結果は図3のとおりである。

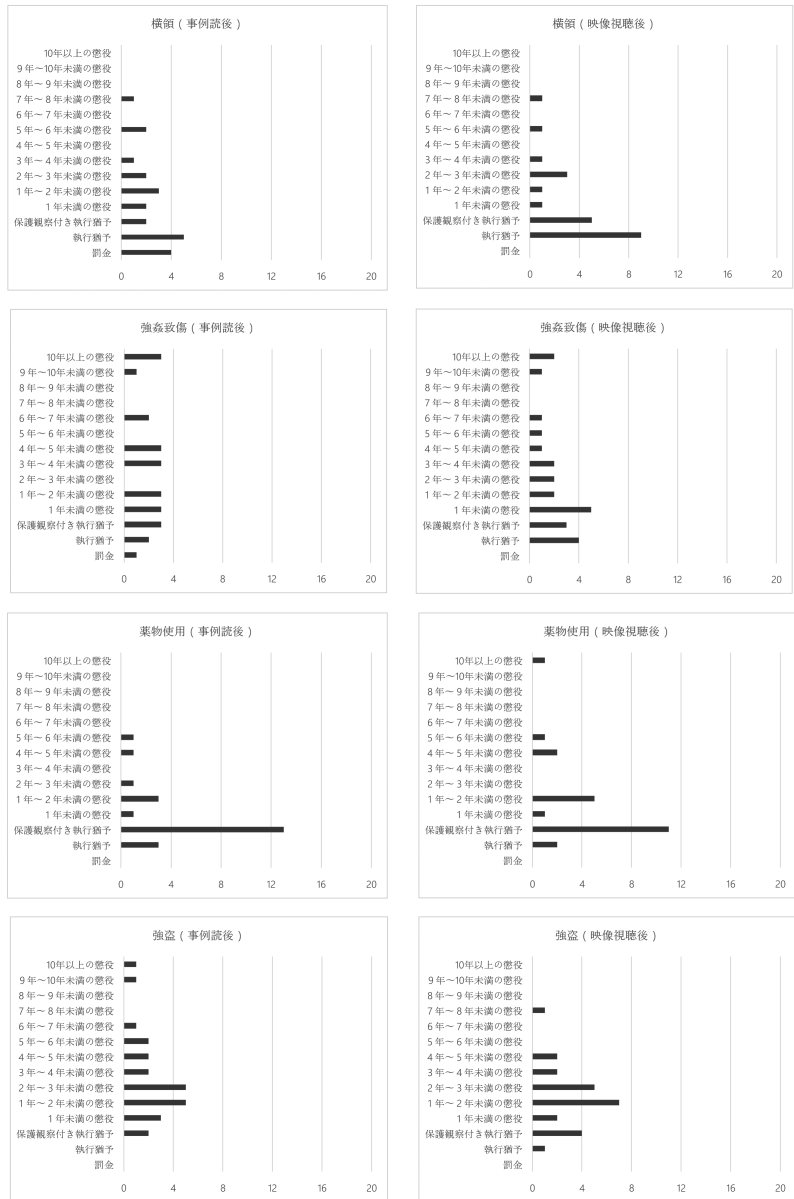
表3は、異なる3時点での実刑を選択した者の割合である。表3が示すとおり、④文章化した犯罪事例を読んだあと、⑤模擬裁判の映像を見たあと、⑥犯罪や刑罰について議論してもらったあとと進むにしたがって、実刑を選択した者の割合は減少している。⁽³⁴⁾

ことは、人びとがもつ裁判所（法的判断）のイメージを示唆するものであろう）と人びとが考えていることが影響しているのかもしれない。

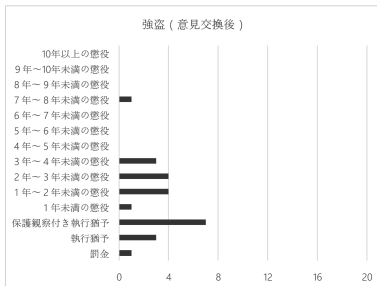
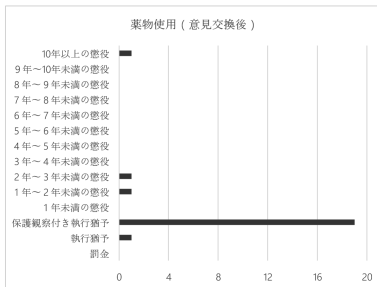
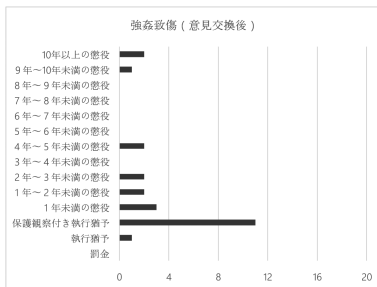
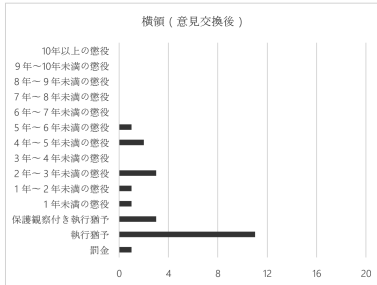
(34) 表3-2は、選択した刑罰を懲役年数に変換した場合において、その平均値（標準偏差）を示したものである（変換の方法は、先に示したとおりであり、10年以上の懲役は「10.5年」と変換しているため、算出されている年数の平均値は、ここでも低めにでていると考えられる）。表3-2が示すとおり、懲役年数に変換した値においても、（薬物使用を除いて）段階が進むにしたがって懲役の年数が

論 説

図3：フォーカス・グループ調査の結果



人びとの刑罰意識について考える



2) 刑罰量の減少に関する追加的分析

表3でみたように、今回のフォーカス・グループ調査からも、「対象となる犯罪についての情報が増えることで／犯罪者との距離が縮まることで、犯罪・犯罪者に対して用いたいとする刑罰量は減少」するといえそうである。しかしながら、各事例につき4回（松原・松澤（2019）の調査を加えて5回）の調査を行ったとはいえ、必ずしも十分なサンプル数であるとはいえないだろう。そこで、これを補うものとして、ウェブ

表3：実刑を選択した者の割合の変化

	事例読後	映像視聴後	意見交換後
横領（n = 23）	50.0% *	36.4% *	34.8%
強姦致傷（n = 24）	75.0%	70.8%	50.0%
薬物使用（n = 23）	30.4%	43.5%	13.0%
強盗（n = 24）	91.7%	79.2%	54.2%

* 無回答の1名は除外して集計

減少している。なお、薬物使用については、表3、表3-2のいずれにおいても、他とは異なる傾向を示しているが（映像視聴後に実刑の割合が増加し、意見交換後に大きく減少する）、そのありうる説明としては、模擬裁判の映像における被告人のやりとりや表情から、回答者が、被告人は今後も薬物使用がやめられないのではないかと考えたことが指摘できる（フォーカス・グループ調査における意見交換でそのような発言があった）。しかしながら、意見交換後に実刑の割合が大きく減少したことから、薬物使用についても、犯罪についての情報や刑罰に対する知識が増えたことがその変化に大きく影響しているものと思われる。

表3-2：各段階における懲役年数の平均（標準偏差）

	事例読後	映像視聴後	意見交換後
横領（n = 23）	1.5年(SD=2.19) *	1.2年(SD=2.06) *	1.0年(SD=1.74)
強姦致傷（n = 24）	3.5年(SD=3.71)	2.7年(SD=3.44)	2.0年(SD=3.42)
薬物使用（n = 23）	0.8年(SD=1.51)	1.4年(SD=2.57)	0.6年(SD=2.23)
強盗（n = 24）	3.1年(SD=2.78)	2.0年(SD=1.80)	1.4年(SD=1.84)

* 無回答の1名は除外して集計

人びとの刑罰意識について考える

調査のQ 1～Q 5について、⁽³⁵⁾「犯罪事例についての質問があと」(n = 1560)の回答と「犯罪事例についての質問がさき」(n = 1560)の回答を比べてみた。結果は表4～8のとおりである。Q 5を除いて、犯罪事例についての質問を先に回答した群のほうが、賛成と回答した者が有意に⁽³⁶⁾少なくなっている。⁽³⁷⁾すなわち、具体的な犯罪事例を読むことで犯罪に

表4：犯罪事例についての質問の前後での回答の比較（Q 1）

	賛成	どちらとも いえない	反対
犯罪事例についての質問があと	67.7%	26.7%	5.6%
犯罪事例についての質問がさき	55.6%	37.3%	7.1%

(p<.001)

表5：犯罪事例についての質問の前後での回答の比較（Q 2）

	賛成	どちらとも いえない	反対
犯罪事例についての質問があと	65.8%	30.0%	4.2%
犯罪事例についての質問がさき	57.3%	37.4%	5.3%

(p<.001)

表6：犯罪事例についての質問の前後での回答の比較（Q 3）

	賛成	どちらとも いえない	反対
犯罪事例についての質問があと	39.7%	36.7%	23.5%
犯罪事例についての質問がさき	35.7%	36.6%	27.7%

(p=.013)

表7：犯罪事例についての質問の前後での回答の比較（Q 4）

	賛成	どちらとも いえない	反対
犯罪事例についての質問があと	65.4%	26.7%	7.8%
犯罪事例についての質問がさき	61.7%	29.0%	9.4%

(p=.070)

(35) Q 5の質問内容は、「あなたは、裁判所を信頼していますか。」である。

(36) 賛成は、「賛成である」と「どちらかといえば賛成である」の回答を、反対は、「どちらかといえば反対である」、「反対である」の回答をあわせたものである。

論 説

表8：犯罪事例についての質問の前後での回答の比較（Q5）

	賛成	どちらとも いえない	反対
犯罪事例についての質問があと	42.2%	40.5%	17.3%
犯罪事例についての質問がさき	40.4%	43.4%	16.2%

(p=.258)

表9：実刑を選択した者の割合の変化の程度

	→ 映像視聴後	→ 意見交換後
横 領	-13.6ポイント	-1.6ポイント
強姦致傷	-4.2ポイント	-20.8ポイント
薬物使用	+13.1ポイント	-30.5ポイント
強 盗	-12.5ポイント	-25.0ポイント

についての情報が増え、これによって、犯罪・犯罪者に対して用いたいとする刑罰量が減少したのである。なお、Q5は犯罪・犯罪者に対して用いたいとする刑罰に関する質問ではないから、犯罪事例を読むことでの影響がなかったことは、上の主張とも整合的である。

なお、表3の結果について若干補足しておきたい。表9が示すように、横領を除くと、⁽³⁸⁾実刑を選択した者の割合が減少する程度は、「映像視聴後」よりも、「意見交換後」のほうが大きいことから、犯罪・犯罪者に対して用いたいとする刑罰量の変化は、刑罰に関する知識が増えたことの影響が大きいことが推測される。

Ⅳ おわりに

「民意」は刑事立法の根拠となりうるか。それがいわゆる「世論調

(37) Q4は10%水準で有意である。

(38) 横領については、実刑を選択する割合が映像視聴後に大きく減少し、その後は小さく減少するが、意見交換後の変化を詳しくみると、その変化は、もっぱら「保護観察付執行猶予」と回答した者が「執行猶予」に変更したものであっ

査」によって導かれる「民意」ならば、われわれの答えは「否」である。われわれの調査で明らかになったことは、異なる測り方をすれば異なる「民意」がみえてくるということであった。マスメディアによって実施される調査では、おうおうにして一般的で単純な質問が用いられるが、それによってえられるのは、犯罪に関する人びとの抽象的な反応にすぎない。そのようなものをどれだけ集めても、具体的な事件について人びとがどのような対応を望むのかは明らかにならないだろう。換言すれば、そうした手段では、しかるべき「民意」をつかまえられないということである。さらにいえば、適切な判断をするためには、十分な情報が必要である。そうした情報を欠いたままに人びとに意見を求めても、犯罪対策に関する意味のある回答はえられないだろう。しかるべき「民意」をつかまえるためには、それなりの工夫が必要となるのである。⁽³⁹⁾

われわれの調査では、対象となる犯罪についての情報が増えることで／犯罪者との距離が縮まることで、犯罪・犯罪者に対して用いたいとする刑罰量が減少することが、あらためて確認された。では、なぜそのように用いたいとする刑罰量が減少するのだろうか。その仕組みを解き明かすことが、今後のわれわれの課題である。

* 本稿は、科研費（19H01425）による成果の一部である。

たため、犯罪・犯罪者に対して用いたいとする刑罰量の減少が、実刑の割合上の変化としてはあらわれてこなかったのである。

(39) ひとくちに「民意」といっても、異なる内容のそれが含まれることについて佐藤（2008）が参考になる。輿論（public opinion）と世論（popular sentiments）を概念的に区別して分析する佐藤（2008）にしたがえば、しかるべき「民意」は輿論に対応するものとなるだろう。

参考文献

- Balvig, Flemming, Helgi Gunnlaugsson, Kristina Jerre and Aarne Kinnunen (2015) “The Public Sense of Justice in Scandinavia : A Study of Attitudes towards Punishments,” 12 *European Journal of Criminology* 342-361.
- インタビュー (2020)「民事・刑事基本法制整備を振返って」法律時報92巻 8号 38-68頁.
- 松原英世・松澤伸 (2019)「『民意』は刑事立法の根拠となりうるか：刑罰政策における公衆の意識構造」刑事法ジャーナル59号 64-75頁.
- 松澤伸・松原英世 (2015)「刑罰政策に関する国民の法意識について：『法意識』と『法理性』に関するフレミング・バルヴィの研究」刑事法ジャーナル46号 85-96頁.
- 松澤伸・松原英世・岡邊健・松本圭史 (2022)「刑罰政策における公衆の意識構造の実証的研究：2021年実施調査の概要」刑罰政策における公衆の意識構造の実証的研究ワーキングペーパーシリーズ 1号 (<http://hdl.handle.net/2433/276145>).
- 松澤伸・高橋則夫・橋爪隆・稗田雅洋・松原英世 (2018)『裁判員裁判と刑法』成文堂.
- Roberts, Julian V. et al. (2003) *Penal Populism and Public Opinion : Lessons from Five Countries*, Oxford University Press.
- Roberts, Julian V. (2005) “Public Opinion and Corrections : Recent Findings in Canada,” *Report for the Correctional Service of Canada*.
- 佐藤舞・木村正人・本庄武 (2011)「死刑をめぐる『世論』と『輿論』」福井厚編著『死刑と向きあう裁判員のために：審議型意識調査の結果から』現代人文社、65-85頁.
- 佐藤卓己 (2008)『輿論と世論：日本的民意の系譜学』新潮社.
- 司法研修所編 (2012)『裁判員裁判における量刑評議の在り方について』法曹会.
- 田中愛治編 (2018)『熟議の効用、熟慮の効果：政治哲学を実証する』勁草書房.
- 棚瀬孝雄 (2005)「日本人の権利観・刑罰意識と自由主義的法秩序(2)」法学論叢 157巻 5号 1-35頁.
- 谷真如 (2017)「更生支援に対する国民の理解と協力：平成29年版犯罪白書特集を参考に」罪と罰55巻 1号 30-41頁.